

令和6年3月1日

お客様各位

丸八信用組合

## 個人キャッシュカード規定改正のお知らせ

令和6年4月1日から下記のとおり個人キャッシュカード規定を改正しますので、お知らせいたします。

### 記

1 改正となる規定

個人キャッシュカード規定

2 適用開始日

令和6年4月1日（月）

3 変更箇所

後記「新旧対照表」の改正後の下線部が変更箇所となります。

新旧対照表

個人キャッシュカード規定（抜すい）

改正前	改正後
<p><b>1（カードの利用）</b></p> <p>普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない約定のある普通預金を含みます。）について発行した丸八信用組合キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>（1）当組合のオンライン現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金に預入れ_____をする場合</p> <p>（2）<u>当組合、及び</u>当組合がATMの共同利用による現金預入業務、並びに現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の<u>現金自動払機（以下「CD」といいます。）又はATM（以下CDとATMを合わせ「自動機」といいます。）</u>を使用して預入れ、<u>又は</u>払戻しをする場合_____</p> <p>（3）当組合、及び提携先の自動機を使用して預金の残高照会をする場合</p> <p>（4）当組合及び当組合がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」）<u>と</u>いいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。）<u>以下「振込機」といいます。）</u></p>	<p><b>1（カードの利用）</b></p> <p>普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない約定のある普通預金を含みます。）について発行した丸八信用組合キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>（1）当組合のオンライン現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金に預入れ、<u>又は</u>払戻しをする場合</p> <p>（2）_____当組合がATMの共同利用による現金預入業務、並びに現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の_____ATM_____を使用して預入れ、<u>又は</u>払戻しをする場合、<u>現金自動支払機（以下「CD」といいます。）を使用して払戻しをする場合（以下ATMとCDを合わせて「自動機」といいます。）</u></p> <p>（3）当組合、及び提携先の自動機を使用して預金の残高照会をする場合</p> <p>（4）当組合及び当組合がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」）<u>と</u>いいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。）<u>以下「振込機」といいます。）</u></p>

<p>を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 (新設)</p>	<p>を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 (5) その他当組合所定の取引をする場合</p>
<p><b>2 (ATMによる預金の預入れ)</b></p> <p>(1) 当組合のATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカード又は通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) ATMによる預入れは、当組合所定の金種に限ります。又、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 第1項の操作においては、ATMの画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作確認してください。</p> <p>(4) <u>当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「預金機入金専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。</u></p> <p>3～17 (略)</p>	<p><b>2 (ATMによる預金の預入れ)</b></p> <p>(1) 当組合のATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカード又は通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) ATMによる預入れは、当組合所定の金種に限ります。又、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 第1項の操作においては、ATMの画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作確認してください。</p> <p>(削除)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3～17 (略)</p>

以上